

## 占領政策と現代日本

元 行政管理庁事務次官  
日本銀行 監事

小田村 四郎

一、 敗戦後の日本をどのやうに考へたらよいか。一言で言へば、それは国家の喪失であり、歴史の喪失であり、  
国語の喪失であり、郷土の喪失であり、従つてまた人間の喪失であつた。

このやうな悲惨な状態を強制したのもこそ、米国の占領政策であり、悲しいことに我々は戦後四十年を經  
た今日、未だにその桎梏しごくから脱することができないでゐる。

二、 制度の面においても、国民意識の面においても、今日のわが国は独立の主権国家と稱し得るだらうか。

自衛権が国家固有の権利であると同様、祖国防衛の努力は国民当然の義務である。しかし、祖国に対する  
忠誠義務は、マスコミもこれに触れず、学校で教育されることもない。

三、 わが国に「敗戦責任」はあつても「戦争責任」は存在しない。「戦争責任」とは、戦勝国が敗戦国を追及  
する用語である。わが国民にして「戦争責任」なる言葉を発したとき、既に日本国民の立場を捨てたも同然  
である。

大東亜戦争は何人も望まざる戦ひであつた。不幸にしてルーズベルトの、さらに遡ればコミンテルンの、  
術中に陥り、自存自衛のために強ひられた戦ひであつた。（「大東亜戦争」といふ呼び方について、も一言）

四、 「ポツダム宣言」は、グルー（元、駐日米国大使）をはじめとする良識派が、ルーズベルトの無条件降伏  
方式を修正し、速かに終戦を実現すべく企図して作成されたものであつた。しかし左派の捲返ままたへしに遇ひ、そ  
の意図は完全には生かされず、巾のある解釈を許す文言となつた。しかし、これを「和平条件」と解した外  
務省の解釈は、法理的には正論であつた。

五、 しかし、「ポツダム宣言」の趣旨及び内容は、米軍占領が開始されるや、忽ちにして蹂躪じゆうりやくされることにな  
つた。

米本国においては、グルー一派が退陣して中国派が再び國務省の主流を占め、他方、占領軍の軍政を担当  
する司令部要員には、ニューデイル左派の共産主義者や容共主義者が大量に指名された。その結果、現実  
の占領政策は、かつてコミンテルンが企図したものと殆ど同一のものとなつた。

六、 占領軍は、「ポツダム宣言」の範囲を遙かに超えて日本国家の解体を図つた。軍隊の武装解除や経済制度  
の改革はまだ許すことができやう。再び回復することができるからである。また公職追放も、その非人間性  
は別として、必ずしも致命的とは云へない。

しかし許すべからざるは、わが国が終戦の唯一の条件とした国体護持を否定したことである。彼等は「ポ

ツダム宣言」と「連合国回答文」が謳つた「日本国民ノ自由ニ表明セル意思」を頭から無視し、徹底的な言論弾圧の下に数人で急造した未熟な憲法を強制したのである。

それだけではない。わが国体の精神的支柱を破壊するため、「神道指命」、「元旦の詔書」、「教育勅語排除決議」を強制した。

これらの行為は「ポツダム宣言」に違反するだけでなく、国際法上も許すべからざる違法行為であつた。

七、 占領後遺症は今なほ濃厚に残つてゐるだけでなく、日毎にその勢を増してゐる傾きすらある。

教科書検定の実態はそれを示してゐる。われわれが学ぶべきは「国史」であつて「日本史」ではないのである。歴史の喪失である。

靖国神社の公式参拝が今なほ実現できないのは何を物語るか。護国の英霊に対する畏敬の心、感謝の心を忘れた国民は、もはや正常な人間とは云へまい。

占領後遺症を克服しない限り、わが国は独立国家たり得ず、また国民文化も衰退するほかはないであらう。

資料  
—

米英両国に対する宣戦の詔書 (昭和十六年十二月八日)

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国天皇ハ、昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕ガ陸海將兵ハ、全力ヲ奮テ交戦ニ従事

シ、朕ガ百僚有司ハ、勵精職務ヲ奉行シ、朕ガ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ、億兆一心  
國家ノ総力ヲ挙ゲテ、征戦ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ。  
抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ、丕顯ナル皇祖考、丕承ナル  
皇考ノ作述セル遠猷ニシテ、朕ガ拳々措カザル所、而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ、万  
邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハト之亦帝國ガ常ニ國交ノ要義ト為ス所ナリ。今ヤ不幸ニシテ  
米英兩國ト齟齬ヲ開クニ至ル、洵ニ已ムヲ得ザルモノアリ。豈朕ガ志ナラムヤ。中華  
民國政府竊ニ帝國ノ真意ヲ解セス、濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪乱シ、遂ニ帝國ヲ  
シテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ、茲ニ四年有余ヲ経タリ。幸ニ國民政府更新スルアリ、帝  
國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結び相提携スルニ至レルモ、重慶ニ残存スル政權ハ、米英ノ庇蔭  
ヲ恃ミテ兄弟尚未ダ牆ニ相闕グラ悛メズ。米英兩國ハ、残存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍  
乱ヲ助長シ、平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス。剩ヘ与國ヲ誘ヒ、  
帝國ノ周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ、更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害  
ヲ与ヘ、遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ、帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ。朕ハ政府ヲシテ  
事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシムトシ、隱忍久シキニ弥リタルモ、彼ハ毫モ交譲ノ精神  
ナク、徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ、此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大  
シ、以テ我ヲ屈從セシムトス。斯ノ如クニシテ推移セムカ、東亞安定ニ関スル帝國  
積年ノ努力ハ、悉ク水泡ニ帰シ、帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ。事既ニ此ニ至ル。  
帝國ハ今ヤ自存自衛ノ為、蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破砕スルノ外ナキナリ。  
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ。朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ、祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ、速  
ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス。

## 終戦の詔書 (昭和二十年八月十四日)

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ、非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ、  
茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告グ。

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ。  
抑々帝國臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ヲ樂フ借ニスルハ、皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳  
々措カザル所、曩ニ米英二國ニ宣戦セル所以モ、亦実ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ  
庶幾スルニ出テ、他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スガ如キハ、固ヨリ朕ガ志ニアラズ。然ル  
ニ交戦日ニ四歳ヲ閱シ、朕ガ陸海將兵ノ勇戦、朕ガ百僚有司ノ励精、朕ガ一億衆庶ノ  
奉公、各々最善ヲ尽セルニ拘ラズ、戦局必ズシモ好転セズ、世界ノ大勢亦我ニ利アラ  
ズ。加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ、慘害ノ及ブ所真ニ測ル  
ベカラザルニ至ル。而モ尚交戦ヲ繼續セムカ、終ニ我ガ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナ  
ラズ、延テ人類ノ文明ヲモ破却スベシ。斯ノ如クムバ、朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保  
シ、皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ。是レ朕ガ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ応ゼシムルニ至  
レル、所以ナリ。

朕ハ、帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ、遺憾ノ意ヲ表セザルヲ得  
ズ。帝國臣民ニシテ戦陣ニ死シ、戦域ニ殉ジ、非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致  
セバ、五内為ニ裂ク。且戦傷ヲ負ヒ、災禍ヲ蒙リ、家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテ  
ハ、朕ノ深ク軫念スル所ナリ。惟フニ今後帝國ノ受クベキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラズ。  
爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レドモ朕ハ時運ノ趨ク所、堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難  
キヲ忍ビ、以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カント欲ス。

朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ、忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ、常ニ爾臣民ト共ニ在リ。

若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ激クシ、或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ、為ニ大道ヲ  
誤リ、信義ヲ世界ニ失フガ如キハ、朕最モ之ヲ戒ム。宜シク挙國一家子孫相伝ヘ確ク  
神州ノ不滅ヲ信ジ任重クシテ道遠キヲ念ヒ、総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志  
操ヲ鞏クシ、誓テ國体ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運ニ後レザラムコトヲ期スベシ。爾臣  
民其レ克ク朕ガ意ヲ体セヨ。

## 内閣告諭 (昭和二十年一月九日)

本日畏くも大詔を拜す、帝國は大東亜戦争に従ふこと実に四年に近く而も遂に聖慮を以て非常の措  
置に依り其の局を結ぶの他途なきに至る、臣子として恐懼謂ふべき所を知らざるなり、顧みるに開戦  
以降遠く骨を異域に暴せるの將兵其の数を知らず、本土の被害、無辜の犠牲亦甚に極まる、思ふて此  
に至れば痛憤限りなし、然るに戦争の目的を實現するに由なく、戦勢亦必ずしも利あらず、遂に科学  
史上未曾有の破壊力を有する新爆彈の用ひらるるに至りて戦争の仕法を一変せしめ、次いでソ連邦は  
去る九日帝國に宣戦を布告し帝國は正に未曾有の難に逢著したり聖徳の宏大無辺なる世界の和平と臣  
民の康寧とを翼はせ給ひ、茲に畏くも大詔を頒發せらる

聖断既に下る、赤子の率由すべき方途は自ら明かなり

固より帝同の前途は之により一層の困難を加へさらに國民の忍苦を求むるに至るべし、然れども帝  
國は此の忍苦の結実に依りて國家の運命を将来に開拓せざるべからず本大臣は茲に万斛の涙を呑み敢  
て此の難きを同胞に求めむと欲す

今や國民の齊しく樹ふべき所は國体の護持にあり、而して苟くも既往に拘泥して同胞相猜し、内争  
以て他の乘ずる所となり或は情に激して輕率妄動し信義を世界に失ふが如きことあるべからず、又特  
に戦死者、戦災者の遺族及び傷痍軍人の援護に付ては國民悉く力を效すべし

政府は國民と共に承諾必謹刻苦奮勵常に大御心に帰一し奉り、必ず國威を恢弘し父祖の遺託に應へ  
むことを期す

尚此の際特に一言すべきは此の難局に処すべき官吏の任務なり、畏くも至尊は爾臣民の衷情は朕善く之を知ると宣はせ給ふ、官吏は宜しく、陛下の有司としてこの御仁慈の聖旨を奉行し堅確なる復興精神喚起の先達とならむことを期すべし

昭和二十年八月十四日

内閣総理大臣 男爵 鈴木貫太郎

勅 語 (八月十七日陸海軍人に賜りたる勅語) (昭和二十年八月十四日)

朕曩に米英に戦を宣してより三年有八ヶ月を閲す此間朕が親愛なる陸軍人は瘴癘不毛の野に或は炎熱狂濤の海に身命を挺して勇戦奮闘せり朕深く之を嘉す今や新に蘇国の参戦を見るに至り内外諸般の状勢上今後に於ける戦争の継続は、徒に禍害を累加し遂に帝国存立の根基を失ふの虞れなきにしもあらざるを察し帝國陸海軍の闘魂尚烈々たるものあるに拘らず光榮ある我國体護持の爲朕は爰に米英蘇並に重慶と和を講せんとす  
若し夫れ鈍鈍に斃れ疫癘に死したる幾多忠勇なる將兵に対しては衷心より之を悼むと共に汝等軍人の誠忠遺烈は万古国民の精髄たるを信す  
汝等軍人克く朕か意を体し鞏固なる團結を堅持し出処進止を蔽明にし千辛万苦に克ち忍び難きを忍びて國家永年の礎を遺さむことを期せよ